

【用語】保美村—藤岡市保美 新宿村—埼玉県神川村 浄法寺村—多野郡鬼石町 諸掛り入用—諸々の経費 年季—約束の年限 違変—異変、通常と変わること、約束を違える

【解説】神流川は上野・信濃・甲斐三国の接点である三国山を源とする河川で、上野・武藏の国境に沿つて流れ下り、新町の先で烏川と合流し、さらに利根川へ注いでいた。この神流川には渡し場が二ヵ所あり、一つは中山道本庄宿と新町宿を結ぶ勅使河原渡船であるが、天明元年（一七八一）には定橋が架けられ、往来する人々や荷物は無賃で通行できた。もう一つが緑野郡保美村と武州児玉郡新宿村を結ぶ渡船である。これは元来、地元の村民が耕作場へ行くための作場渡船であったが、往来する旅人が増えてきたことから安永三年（一七七四）、地元の保美・新宿・淨法寺の三カ村が願い出て正式に賃渡船として認可された。

この文書は、渡船を運営するにあたり地元三カ村が諸経費や船賃の割合方を取り決めたもので、すべて三等分することを申し合わせている。なお、天保五年（一八三四）の書付によれば、船賃は旅人一人三文、馬一疋四文とあり、毎年八月に川船役所の鑑札を引き替えることになっていた。また、船の造り替え・譲渡、船賃の割増の場合には、必ず川船役所へ申請しなければならなかつた。